

仕 様 書

1. 業務名称

「モノづくり体験」イベント運営業務委託

2. 事業の目的

次世代を担う小・中学生に「東成区の地域資源」であるモノづくりに関わる機会を提供するための体験型イベントを実施し、モノづくりに対する関心や興味を持ってもらうとともに、キャリア教育の一環として、次世代の人材確保や育成及び「モノづくりのまち」として区への愛着心の醸成を目的とする。

3. 履行期間

契約締結日～令和9年3月31日（水）

4. 履行場所

東成区内

5. 事業概要

小・中学生及びその保護者が、東成区内外のモノづくり企業を身近に感じられる展示や体験ブースを設置し、「～小・中学生のための～東成モノづくり体験フェスタ（以下、体験フェスタという。）」を実施する。

なお、多くの小・中学生が参加できるよう土曜日を実施日とする。

(1) 開催日時

令和9年1月23日（土）（開催時間 10時～16時）

※1月22日（金）を会場設営日としています。

(2) 開催場所

住 所 大阪市東成区大今里西3丁目2-17

名 称 大阪市立東成区民センター（以下、区民センターという。）

① 2階大ホール（面積520㎡、定員615名）

② 6階601集会室（面積56㎡、定員30名）

6階602集会室（面積50㎡、定員27名）

③ 6階603集会室（面積41㎡、定員27名）

④ 6階604集会室（面積36㎡、定員21名）

⑤ 6階小ホール（面積171㎡、定員209名）

⑥ 7階調理実習室（面積51㎡、定員18名）

⑦ 7階701集会室（面積57㎡、定員：27名）

⑧ 大ホール控室A・B・C

⑨ 小ホール控室D・E

※1 施設の詳細は、区民センターホームページを参照ください。

なお、②6階601集会室と602集会室については、間仕切りの操作により、1部屋として使用可能です。

また、③6階603集会室、④6階604集会室及び⑦7階701集会室については狭小のため、ブースの設置をせずに関係者控室としての利用も可とします。ただし、飲食はできません。

区民センター内での飲食は、⑧2階大ホール控室A・B・C及び⑨

6階小ホール控室D・E並びに⑥7階調理実習室が可能となります。

※2 区民センターの使用料（室料、机、イス、音響機器等の付属設備の使用料）は区役所主催事業のため免除となります。

※3 会場設営日（1月22日）の使用可能室は当日と同じで、全日使用可能です。

※4 ①2階大ホールの出展ブースの設営に際し、電源の増設が必要な場合は別途工事費（最大46,200円）が必要となります。

※5 ⑤6階小ホールは階段状の固定座席となっています。

※6 ⑥7階調理実習室には、各種食器類、包丁、炊飯器、ナベ類ほか調理器具一式が揃っています。

※7 区民センターには、インターネットおよびWi-Fi設備はありません。

※8 区民センターの開館時間は9時30分から21時30分です。

イベント当日でも入館できるのは9時30分からとなります。

(3) 対象者

小・中学生とその保護者

※令和7年度は「小学生とその保護者」であったが、対象を中学生まで拡充。

(4) 来場者数見込

約500名（令和7年度実績：310名）

(5) 体験ブース概要

予約なしで参加可能な体験ブース（以下、「随時ブース」という。）及びイベント前日までに事前予約をして参加する体験ブース（以下、「予約制ブース」という。）の2種類の体験ブースを合計で10以上20まで設置する。詳細については、「6. 業務内容（1）出展企業関係」を参照のこと。

6. 業務内容

(1) 出展企業関係

① 出展企業等（原則、東成区内の企業とする。）の開拓と体験ブースの出展交渉・調整を行うこと。

また、出展交渉時に工場（職場）見学が可能な企業等の聞き取りを行い、その結果について発注者に報告すること。

なお、体験フェスタへの体験ブース出展企業には、材料費として最大40,000円をイベント終了後に支払が可能であることを説明すること。

② イベント終了後、材料費の請求があれば支払うこと。

③ 体験ブースは下記の2種類を設定すること。

（ア）随時ブース

（イ）予約制ブース

④ 体験ブースは合計10以上20まで用意すること。

なお、各集会室に設置するブースの数については、原則それぞれ1つとすること。

※（参考）令和7年度実施時の体験ブース数について

（ア）随時ブース

・設置数は12ブース（東成区内9、他区1、市外2）

・区民センター大ホール内に8ブース、ホワイエ内に4ブース設置

(イ) 予約制ブース

- ・設置数は10ブース（東成区内8、他区1、市外1）
- ・区民センター大ホール内に7ブース、601集会室に1ブース、602集会室に1ブース、調理実習室に1ブース設置

- ⑤ 上記④の体験ブースについては、原則、東成区内の企業が占めること。
ただし、東成区内での出展希望者が少ない場合は発注者と協議すること。
- ⑥ 出展企業の選定にあたっては、これまで出展した企業、東成工業会及び大阪府中小企業家同友会東成・生野支部から協力を得ること。
なお、区担当者から事前に協力を要請している。
- ⑦ 休憩時間は各体験ブースで分散して取得し、昼の時間帯も会場内のイベント運営が途切れない状態を維持すること。
- ⑧ 新たに中学生も対象に含めることを踏まえ、中学生が参加した場合にも楽しめる体験内容（難易度調整・発展要素等）を一部盛り込むこと。

(2) 運営管理

- ① 体験フェスタ全体の運営管理及び会場設営（準備及び撤収）を実施すること。
- ② 参加者の事故、実施会場や備品等の破損への対応及びそれらに対応できる損害保険の加入に関すること。
- ③ 損害保険料、電源増設にかかる工事費及び出展者への材料費の支払いを行うこと。
（損害保険料、電源増設工事費及び出展者材料費は委託料に含んでいます。）

(3) 参加者の募集

- ① 体験フェスタの参加者募集方法については、Google フォーム等のインターネットツールを用いたウェブ受付とすること。
また、予約のキャンセルについてもウェブで受け付けるものとし、受付項目にはキャンセル理由を含めること。
※インターネット環境のない参加希望者からの問い合わせは、東成区役所担当で対応する。
- ② 参加募集期間は2週間以上設けること。
- ③ 受付方法は下記の2種類とする。

(ア) 入場受付

参加者数等を把握するため、保護者を含めた入場者総数と対象となる小・中学生の学年を受付事項に含めること。

(イ) 予約制体験ブース

保護者を除く参加者数と学年を受付事項に含めること。
なお、予約制体験ブースの受付は先着順とする。

- ④ 受付が完了した参加者には、デジタルチケットを発行すること。

(4) 体験フェスタ当日の受付

- ① 体験フェスタ当日の参加者対応（受付等）については、ブース開始時間等イベント進行に支障が出ない工夫をすること。
- ② 予約制ブース参加者のうち、当日キャンセルが発生した場合の対応について、空き枠を迅速に当日参加へ振り替えられる運用体制を構築すること。
- ③ 予約制ブースは、予約なしでも当日参加できる枠を一定数確保し、当日の来場促進につながる仕組みを整備すること。なお、当日予約の申込者が定員を超えた場合は、抽選により参加者を決定すること。

(5) 来場促進及び事業認知度向上のための広報

チラシ（A4サイズ、カラー両面刷り）を6,000枚作成すること。

また、ホームページ及びSNS等を活用し、集客の効果を最大限発揮できるように独自のノウハウを生かして創意工夫しつつ、効果的に周知・広報を行うこと。

※東成区役所、区民センターへのチラシの掲出が可能です。

また、Osaka Metro 緑橋駅、深江橋駅、鶴橋駅、今里駅、新深江駅の専用掲示板5か所への掲出も可能です。

※東成区内の各小・中学校への広報については、発注者より本市教育委員会へチラシ配布の協力を依頼する予定です。

(6) アンケートの実施（印刷、配布、回収）及び集計

① アンケートの設問は概ね10問程度とし、内容については発注者と協議すること。

② アンケート回収にあたり、回収率を向上させる取り組みを実施すること。

(7) 出展者説明会及び報告会の実施

① 広報用チラシ、会場レイアウトが完成後に、イベント当日の手順などを説明する出展者説明会を実施すること。

② イベント実施後、実施報告書が完成後に出席者報告会を開催すること。

(8) 業務計画書及び業務実施報告書の作成

①業務計画書

受注者は、事業の実施に先立ち、実施体制、事業実施工程、緊急連絡体制等の事業を適正に実施するために必要な事項を記載した事業計画書を作成し、契約締結後速やかに発注者に提出すること。

②業務実施報告書

(ア) 本事業終了後、業務完了通知書とともに業務報告書を2部提出すること。

(イ) 業務報告書は、実施日時、場所、各ブース内容をはじめとした実施概要、参加人数、配布資料、開催状況の記録（実施状況がわかる写真など）、アンケート集計結果、出席者報告会議事録、事業成果等を明記すること。

(ウ) 事業成果は、受注者の専門性・知見・経験をふまえて記載すること。

(エ) 受注者において作成したチラシ等のデータ及び撮影した記録写真や映像データを提出すること。

(9) 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

研修等の実施後は、別紙「障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」を作成し、業務完了通知書とともに提出すること。

(10) 災害時等の対応

開催当日に大阪市内に「暴風警報」もしくは大雨等の「特別警報」が発令される可能性がある場合及び地震その他の災害発生等があった場合は、速や

かに発注者と中止等の協議を行うこと。

また、災害等の発生により、体験フェスタの一部もしくは全部の実施が困難となった場合は、開催方法等を発注者と受注者との協議により決定することとする。

(11) 新型感染症等への対策

① 体験フェスタ当日の会場入口に手指消毒液を設置すること。

② 上記以外については、国等の感染症対策の状況により、その都度、協議することとする。

7. 一括再委託等の禁止

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

〔 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等 〕

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。

ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

8. その他

- (1) 本業務の成果は、大阪市に帰属する。

- (2) その他、本仕様に定めのない事項及び当該事業遂行中に疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告し、両者が十分に協議してこれを処理するものとする。

- (3) 受注者は、業務の実施に際し、直接・間接を問わず知りえた事柄は、契約期

間中はもとより契約期間後においても第三者に漏らしてはならない。

(4) 受注者は、提供された資料を本業務以外の目的には使用しないこと。

また、第三者への提供は、閲覧・複写・貸出等方法の如何を問わず行わないこと。

(5) 受注者は、提供された資料及び業務により作成した資料は、業務終了後にその全てを発注者へ返却、提出すること。なお、納入後に誤りが判明した場合は必要な措置を講じること。

9. 担当者

大阪市東成区役所 市民協働課（担当：森本・山田）

住 所：大阪市東成区大今里西2丁目8番4号

電 話：06-6977-9904

F A X：06-6972-2738

Eメール：tn0002@city.osaka.lg.jp

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の総務課（連絡先：06-6977-9625）に報告しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（東成区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（東成区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。